

# 令和5年 第1回

## 豊後大野市農業委員会 総会議事録

日 時 令和5年1月16日(月) 午後2時00分  
場 所 豊後大野市役所本庁舎 2階 視聴覚室

### 出席委員

出席委員 13名 欠席委員 2名

	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
会長	15	衛藤 英教	○						
委員	1	三代 忠佑	○	6	渡邊 丸美	○	11	廣瀬 英雄	○
	2	麻生祐三子	○	7	衛藤 講治	×	12	三宮 憲治	○
	3	後藤 綾子	○	8	小野伊八郎	○	13	後藤 茂廣	○
	4	木村滋一朗	○	9	久保田直宏	○	14	工藤 妙子	○
	5	小野不二夫	×	10	工藤 幸市	○			

### 農業委員会事務局 職員等

事務局長 足立 崇  
係 長 原尻 雄一  
係 員 松尾 太貴 柴谷 孝俊  
農業振興課 甲斐 久満

### 議事録署名委員の指名

9番 久保田 直宏 10番 工藤 幸市

### 報告事項

- (1) 会長報告及び各種報告
- (2) 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について
- (3) 報告第2号 農地所有適格法人の要件審査について
- (4) 報告第3号 農地法第5条許可処分の取消について

### 議 事

- (1) 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)の決定について
- (2) 議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく、農用地利用配分計画(案)について
- (3) 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (4) 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (5) 議案第5号 現況証明(非農地証明)について

## 会議の概要

事務局	会長に報告いたします。本日の出席委員は13名です。過半数を超えた委員が出席されており、豊後大野市農業委員会会議規則第10条の規定により、会議は成立します。 それでは、これからの進行を豊後大野市農業委員会会議規則第6条第1項の規定により、会長にお願いいたします。
-----	---

### (1) 開 会

議 長	みなさん、こんにちは。本日はお忙しい中に多くの方のご出席をいただきまして感謝を申し上げます。(以下省略) 皆様方には最後まで慎重審議のうえ、ご決定をお願いしたいと思います。本日はどうぞ最後までよろしくお願いします。 それでは、先ほどの事務局長報告のとおり、本日の出席委員は13名であります。 開会に当たり、ここで委員皆さんにお願いをいたします。定例総会での発言の際は、挙手をし、議長から指名があった後に、議席番号と氏名を告げてから発言をお願いします。 また、その発言につきましては、議事録に記録されることとなりますので、簡潔かつ明瞭をお願いします。なお、携帯電話をお持ちの方はマナーモードにしてください。 それでは、ただいまから令和5年第1回豊後大野市農業委員会を開会いたします。  (とき：午後2時04分)
-----	---

### (2) 議事録署名委員の指名

議 長	日程2の議事録署名委員の指名ですが、豊後大野市農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、私から指名いたします。 9番：久保田直宏委員、10番：工藤幸市委員にお願いします。
-----	--

### (3) 報告事項

議 長	日程3の報告事項に入ります。 まず、会長報告及び各種報告であります。令和4年第12回定例総会から本日の令和5年第1回定例総会までの経過につきまして、別紙の資料1にまとめております。資料1をご覧ください。 その中から、※のついた6点について、2頁に会長報告をまとめていますので、ご報告いたします。  (資料1を朗読)
議 長	私からの報告は以上です。 続いて、「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」事務局の説明を求めます。

事務局	<p>それでは、事前に配布しています議案書の1ページをご覧ください。</p> <p>(議案書のとおり番号1番から番号11番の11案件について朗読)</p>
議長	<p>説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。</p> <p>はい、4番委員。</p>
4番委員	<p>4番の木村です。今説明のあったうち、番号4番から8番までの■■■■■■■■■■さんの件ですが、田で、簡単に計算して89町程あるかと思うのですけれども、この合意解約の成立が8月15日ということで、本来なら水田を返す時は、耕作が終わった時や始まる前だと思うのですけれども。一般的に田であれば作付けをしているような時期に、これだけ大規模に、それも所在地番を見ると全て朝地町になっているのですが、合意解約をする理由と、解約日が8月15日になっている特別な理由があれば教えてください。</p>
事務局	<p>はい。まず合意解約についてであります。8月15日という日付のご質問を頂いております。ここについては、元々豊後大野市は使用貸借の案件について総会の報告事項にあげていなかったのですが、局内での協議の中で、契約をする時点では農業委員会が許可をするのに解約する時はその報告をしないでいいのか、という話になり、今回、遅くなりましたが報告事項というかたちであげさせていただきました。今後については、使用貸借また賃貸借の案件ともに総会での報告をさせていただきたいと思っております。</p>
農業振興課	<p>関連がございますので、私からも説明をさせていただきます。■■■■■■■■■■さんの解約につきましては、当時の代表でございました■■■社長がお亡くなりになられたということで、法人を解散するという理由での合意解約でございます。その後につきましては、中間管理機構に農地が預けられた状態だったのですけれども、大半の農地は、別の受け手の方が見つかったということで、既に昨年の農業委員会で配分計画ということで意見をお伺いしたところでございます。</p>
4番委員	<p>この、■■■さんという方がお亡くなりになっているということですか。</p>
農業振興課	<p>はい。当時の代表である■■■■■さんがお亡くなりになられ、その後、奥様が代表として法人の解散に向けて、手続きを進めているというところであります。</p>
議長	<p>よろしいでしょうか。他に質疑はありませんか。</p> <p>[ありません]の声あり</p>
議長	<p>質問が無いようですので、次に進みます。</p> <p>続いて、「報告第2号 農地所有適格法人の要件審査について」事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の4ページをお開きください。</p> <p>(議案書のとおり番号1番及び番号2番の2案件について朗読)</p>
議長	<p>説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。</p> <p>[ありません]の声あり</p>
議長	<p>質問が無いようですので、次に進みます。</p>

事務局	<p>続いて、「報告第3号 農地法第5条許可処分の取消について」事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の4ページをお開きください。</p> <p>(議案書のとおり番号1番の1案件について朗読)</p>
議長	<p>説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。</p> <p>[ありません]の声あり</p>
議長	<p>質問が無いようですので、次に進みます。</p>

#### (4) 議 事

議長	<p>これより、日程4の議事に入ります。</p> <p>まず、「議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」を議題とします。それでは、提出者の説明を求めます。</p>
農業振興課	<p>農業振興課農政企画係の甲斐です。よろしく申し上げます。</p> <p>それでは、議案第1号の説明をさせていただきます。1ページの議案第1号をご覧ください。</p> <p>農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画（一括方式）を別紙のとおり策定するために、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会の決定を求める。</p> <p>令和5年1月16日提出 豊後大野市長 川野文敏</p> <p>(議案書に基づいて令和5年1月17日公告予定分を朗読)</p>
議長	<p>提出者である農業振興課の説明が終わりました。</p> <p>この件につきましては、事前に計画書案をご提示しておりましたので、まず議案第1号についてこれより質疑を許可します。</p> <p>[ありません]の声あり</p>
議長	<p>無いようですので、質疑を打ち切り採決します。議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
事務局	<p>挙手全員です。</p>
議長	<p>挙手全員により、「議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」は、原案のとおり決定されました。</p> <p>次に、「議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく、農用地利用配分計画（案）について」を議題とします。</p> <p>それでは、提出者の説明を求めます。</p>
農業振興課	<p>引き続き、同じ冊子の9ページ目をご覧ください。議案第2号でございます。今回、中</p>

	<p>間管理機構の貸借地にて配分替え等がございます。配分替えの計画につきましては、別の議案として提出いたしております。</p> <p>農用地利用配分計画（案）を別紙のとおり策定するために、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会の意見を求める。</p> <p>令和5年1月16日提出 豊後大野市長 川野文敏</p> <p>（議案書に基づいて令和5年1月17日公告予定分を朗読）</p>
議 長	<p>提出者である農業振興課の説明が終わりました。</p> <p>ここで、議案第2号の案件につきましては意見を求められております。事前に計画書案をご提示しておりましたので、議案第2号についてこれより質疑を許可します。</p> <p>[ありません]の声あり</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を打ち切り採決します。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
事務局	<p>挙手全員です。</p>
議 長	<p>挙手全員により、「議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用配分計画（案）について」は、原案のとおり「問題ない」といたします。</p> <p>ここで、休憩いたします。農業振興課の職員の方は退席をしてください。ありがとうございました。</p> <p>（とき、午後2時28分）</p>
議 長	<p>それでは、再開します。</p> <p>（とき、午後2時29分）</p>
議 長	<p>次に「議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の5ページ、あわせて概要書の1ページをお開きください。</p> <p>（議案書のとおり番号1番から番号3番までの3案件について朗読）</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>ここで、番号1番から番号3番までの3案件について、地区審査会の報告を求めます。それでは、番号1番の1案件を9番：久保田直宏委員にお願いいたします。</p>
9番委員	<p>三重の久保田直宏です。1月6日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号1番の案件についてですが、譲渡人■■■■さんから、譲受人■■■■さんへの贈与による所有権移転についてであります。</p> <p>譲受人は、空き家バンク制度を利用し、譲渡人所有の居宅を購入しました。譲渡人は、高齢で市外在住のため農地の管理が困難であり、空き家に付随した農地の指定申請をし、令和4年12月定例総会において承認されました。申請地は、譲受人が購入した居宅に隣接する農地で、利便性が良いことから、贈与で話がまとまり、今回申請を行ったものです。</p>

	<p>譲受人の権利取得後の経営面積は、2 a となり、指定農地の下限面積を超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。</p> <p>以上、報告します。</p>
議 長	次に、番号2番の1案件を14番：工藤妙子委員にお願いいたします。
14番委員	<p>大野の工藤です。1月5日に行いました大野地区審査会の審査結果を報告いたします。番号2番の案件についてですが、譲渡人■■■■さんから、譲受人■■■■さんへの贈与による所有権移転についてであります。</p> <p>譲渡人は、水稻を主に営農をしており、譲受人から田を借りていました。譲受人は、畑作を主に家族で農業を営んでおり、譲渡人から申請地を借りて耕作をしていました。この度、譲渡人から申請地を譲り渡したいと話があり、申請を行ったものです。</p> <p>譲受人の権利取得後の経営面積は、374 a となり、下限面積の30 a を超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。</p> <p>以上、報告します。</p>
議 長	次に、番号3番の1案件を13番：後藤茂廣委員にお願いいたします。
13番委員	<p>犬飼の後藤茂廣です。1月6日に行いました犬飼地区審査会の審査結果を報告いたします。番号3番の案件についてですが、譲渡人■■■■さんから、譲受人■■■■さんへの売買による所有権移転についてであります。</p> <p>譲渡人は、申請地で耕作をしていた夫が亡くなり農地を相続しましたが、農業をしなため、譲受人に管理を依頼していました。譲受人は、近所で営農をする農家で、申請地は利便性も良く、所有する農地に隣接していることから、今回、売買で話がまとまり申請を行ったものです。</p> <p>譲受人の権利取得後の経営面積は、106 a となり、下限面積の30 a を超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。</p> <p>以上、報告します。</p>
議 長	<p>地区審査会の報告が終わりました。議案第3号の番号1番から番号3番までの3案件についてこれより質疑を許可します。</p>
	[ありません]の声あり
議 長	<p>無いようですので、質疑を打ち切ります。審査報告は、議案第3号の番号1番から番号3番までの3案件については、「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。</p> <p>これから採決します。議案第3号の番号1番から番号3番までの3案件について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
事務局	挙手全員です。
議 長	<p>挙手全員により「議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について」の番号1番から番号3番までの3案件については、原案のとおり決定されました。</p> <p>次に、「議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。</p>
事務局	議案書の5ページ、概要書の4ページ、図面の1ページをお開きください。



事務局	<p>議案書の6ページ、概要書の6ページ、図面の7ページをお開きください。</p> <p>(議案書のとおり番号1番から番号4番までの4案件について朗読)</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。番号1番から番号4番までの4案件について、地区審査会の報告を求めます。</p> <p>それでは、番号1番の1案件を1番：三代忠佑委員にお願いいたします。</p>
1番委員	<p>清川の三代です。1月5日に行いました清川地区審査会の審査結果を報告いたします。番号1番の案件については、所有者■■■■さんの現況証明願についてであります。</p> <p>申請地は、20年以上前に農地法第4条の許可を得ず駐車場として整備し、非農地化していることから申請するものです。</p> <p>判断基準は、既に農地又は採草放牧地以外の土地となっていることが明白であるものうち、6つのすべての要件を満たすものに該当します。周囲への影響については、周囲に耕作中の農地はありません。</p> <p>地区審査会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められるとなりました。以上報告します。</p>
議 長	<p>次に、番号2番の1案件を2番：麻生祐三子委員にお願いいたします。</p>
2番委員	<p>緒方の麻生祐三子です。1月5日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。番号2番の案件については、所有者■■■■さんの非農地証明願についてであります。</p> <p>申請地は日当たりが悪く、耕作に不向きであったため40年以上耕作しておらず、今後も耕作再開の見込みがないため申請したものです。</p> <p>判断基準は、遊休農地のうち、「農地法の運用について」第4の(4)に基づき、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないと判断されるものに該当します。周囲への影響については、ありません。</p> <p>地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないと認められるとなりました。以上報告します。</p>
議 長	<p>次に、番号3番の1案件を8番：小野伊八郎委員にお願いいたします。</p>
8番委員	<p>朝地の小野伊八郎です。1月6日に行いました朝地地区審査会の審査結果を報告いたします。番号3番の案件については、所有者■■■■さんの現況証明願についてであります。</p> <p>申請地は、狭小な農地であり住宅用敷地の一部として長年使用されてきました。家屋は数年前に取り壊したものの、現状は非農地化していることから申請するものです。</p> <p>判断基準は、既に農地又は採草放牧地以外の土地となっていることが明白であるものうち、6つのすべての要件を満たすものに該当します。周囲への影響については、周囲に農地はありません。</p> <p>地区審査会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められるとなりました。以上報告します。</p>
議 長	<p>次に、番号4番の1案件を14番：工藤妙子委員にお願いいたします。</p>
14番委員	<p>大野の工藤妙子です。1月5日に行いました大野地区審査会の審査結果を報告いたします。番号4番の案件については、所有者■■■■さんの非農地証明願についてであります。</p> <p>令和元年12月に耕作者から、日当たりが悪く道幅も狭く竹藪も迫ってきて耕作でき</p>



議 長	<p>ないとの理由から土地を返され、新たな耕作者を探したが同じ理由から断られ、そのまま荒れてしまい非農地化していることから申請したものです。</p> <p>判断基準は、遊休農地のうち、「農地法の運用について」第4の(4)に基づき、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないと判断されるものに該当します。</p> <p>地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないと認められるとなりました。</p> <p>以上、報告します。</p> <p>地区審査会の報告が終わりました。議案第5号の番号1番から番号4番までの4案件について、これより質疑を許可します。</p> <p>[ありません]の声あり</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>審査報告は、議案第5号の番号1番から番号4番までの4案件につきまして、「発行基準に該当する」との報告であります。</p> <p>これから採決します。議案第5号の番号1番から番号4番までの4案件について、原案のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
事務局	<p>挙手全員です。</p>
議 長	<p>挙手全員により、「議案第5号 現況証明(非農地証明)について」の番号1番から番号4番までの4案件については、原案のとおり証明することに決定されました。</p> <p>これをもちまして、令和5年第1回豊後大野市農業委員会定例総会を終わります。長時間の慎重審議、誠にありがとうございました。</p> <p>(とき、午後2時50分)</p>

豊後大野市農業委員会会議規則第20条の規定により、ここに署名する。

議事録署名委員 9番委員 又保田直宏

〃 10番委員 工藤幸希

